

新規規制に関する事前評価書

< 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の一部を改正する法律 >

規制の名称	判断の基準となるべき事項を定めること等による、容器包装を用いる事業者の容器包装廃棄物の排出抑制の促進に係る自主的取組を促進するための措置の導入		
担当部局	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室	電話番号： 03-5501-3153	e-mail: yourihou@env.go.jp
評価実施日	平成18年6月9日		
政策目的	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進し、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。		
規制の内容	主務大臣は容器包装を用いる事業者の判断の基準となるべき事項を定めるとともに、容器包装廃棄物の排出の抑制のための取組が著しく不十分な容器包装多量利用事業者に対しては、主務大臣が指導・助言、勧告・公表・命令を行うこととし、事業者の容器包装廃棄物の排出抑制の促進に係る自主的取組を促進する。		
	根拠条文等	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第7条の4、第7条の5及び第7条の7	
規制の必要性	事業者による自主的な取組は進みつつあるが、個々の事業者ごとの取組の進捗に差があるため、容器包装の使用量の削減、リターナブル容器の利用等に関して、事業者全体の取組の底上げを図るための方策が必要である。		
期待される効果	事業者による容器包装廃棄物の排出の抑制の促進のための取組の実施を担保・促進し、容器包装廃棄物の排出を抑制することができる。		
想定される負担	容器包装廃棄物の排出の抑制の促進のための自主的な取組を実施することで、事業者は負担を担うことになるが、当該取組は自主的なものであるから、過剰な負担にはならないと考えている。また、当該取組の結果として、事業者が負担する再商品化義務負担も低減するほか、排出の抑制が進むことで、社会的コストは減少すると考えられる。		
想定できる代替手段との比較考量	代替手段として、行政指導又は普及啓発等により、事業者に容器包装廃棄物の排出の抑制の促進のための取組を促すことが考えられるが、事業者の取組の担保手段に欠けることから、十分に政策目的を達成することができないと考えられる。したがって、当該規制は代替手段に比べ効果的なものである上、判断基準により一律に事業者の取組を促すことが可能であり効果的なものであると考えられる。		
備考	中央環境審議会廃棄物リサイクル部会意見具申(平成18年2月)において「...事業者の自主的な取組の裾野を広げていくことが必要であり、さらに、事業者が漏れなく取組に参加することを担保するためには、法的な枠組みの下でこうした取組の促進を図ることが必要である。...容器包装の利用量等の観点から対策を特に講ずることが必要だと考えられる特定事業者に対して、...発生抑制等が著しく不十分な特定事業者に対しての勧告・公表・命令等の措置を講ずることが必要である」となっている。		
レビュー時期	平成25年3月末までに行う。		